

新ハイキングクラブ 横浜支部会則

新ハイキングクラブ横浜支部

第1条 本支部は、「新ハイキングクラブ横浜支部」と称し、団体の所在地（事務局）を支部長宅におく。

第2条 本支部の目的は「登山、ハイキングを通じて会員相互の親睦を図る」ことである。

第3条 本支部は雑誌「新ハイキング」の年間会員をもって構成する。

第4条 本支部は次の行事を行う。

- (1) 例会及び支部山行の開催。
- (2) 支部ニュース、部報（しだ）等印刷物の発行。
- (3) 会員相互の連絡及びその他必要と認める行事。

第5条 委員。支部には支部長1名、副支部長1名以上、担当係の委員を必要数おく。任期は1年とし、再選は妨げない。

委員は会員から募集又は選出し、例会出席者の2 / 3以上の賛成で承認される

（支部長、副支部長と担当係の選出方法は別途覚書で定めている）

第6条 入会。入会は入会希望者の参加した山行の係が推薦し、支部長が承認する。

第7条 退会。退会希望者は、その旨、支部長に申し出ること。

第8条 会費。3月末までに次年度分の会費を納入する。

- (1) 途中入会者は4ヶ月毎に低減された相当額を支払う。
- (2) 途中退会者には返却しない。
- (3) 未納者は退会とみなす。

第9条

事故の責任。支部山行の事故に対して支部及び係は、一切の責任を負わない。

第10条 除名。役員会の決定により除名することもありうる。

第11条 会計：会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条 会則の変更。本会則は、例会出席者の3分の2以上の賛成を得れば変更することができる。昭和33年4月1日より実施する。

一部改正：昭和41年5月10日。昭和43年。昭和44年。昭和60年2月13日。昭和62年4月8日。平成1年1月8日。平成23年6月30日。H24年5月22日H24年10月10日、H24年12月12日、H25年3月31日

平成27年7月12日

覚書一覧（下記の覚書は別紙に記載されている）

2013-3-31会則に記載

会則と覚書の原本は USB メモリーに保存し支部長が保管する。

覚書 -1 支部長、副支部長、委員選出方法

覚書 -2 横浜支部の運営に関する一般事項及び委員の担当（係）業務実施事項

覚書 -3 保険、山行・委員会などの費用、名簿作成、入会条件

覚書 -4 参加者心得

覚書 -5 年度山行計画作成に当たっての基本方針。